

生活衛生とっとり

編集・発行

(公財)鳥取県生活衛生
営業指導センター鳥取市松並町2丁目160番地
城北ビル(1F)109号

T E L 0857(29)8590

F A X 0857(29)8591

E-mail:tottoricenter@seiei.or.jp

URL:http://www.seiei.or.jp/tottori/



『未来づくりの進展を目指して』

鳥取県知事 平 井 伸 治



県民の皆様におかれましては、心新たに輝かしい新春をお迎えのことと、謹んでお喜び申し上げます。

今年は、美しい自然環境に恵まれた緑あふれる鳥取県を再認識し、全国の方々に知っていただく年です。5月にとっとり花回廊を中心に「全国植樹祭」が、9月から11月には鳥取市などで「全国都市緑化フェア 水と緑のオアシス2013」が開催されます。さらに、国内外から観光関係者が集う「エコツーリズム国際大会」や山陰海岸国立公園指定50周年を記念したジオパークイベントも行われます。また、米子市崎津に誘致した日本最大級のメガソーラーが稼働する予定であり、住民の皆様の参画もいただき屋根を利用した太陽光発電やバイオマス、小水力発電を一層促進し、エネルギーシフトを加速させていくほか、地下水の保全と持続的な利用を推進する条例を施行するなど、鳥取から美しい自然環境を守り育む「とっとりグリーンウェイブ」を大きなうねりとして起こし、国内外にアピールしてまいります。

国政では新たな政権が誕生したところですが、地方自治体も時代に即応した変革が求められており、県政のシステムチェンジに積極的に取り組んでいかなければなりません。県民の皆様との協働による県政の礎となる県民参画基本条例の制定を目指すとともに、県組織改革を断行するほか、関西広域連合に続き、中国地方広域連合設立に向けた動きを強力に進め、地方分権型社会の確立を図ります。

経済雇用対策は喫緊の課題です。我が国の経済は、大手電機メーカーが巨額の赤字を計上するなど厳しい状況が続いており、本県においても、これまで雇用を支えてきた製造業の事業環境が悪化し、事業の廃止・縮小の動きが止まっています。昨年、企業間の労働移動を支援する制度など機動的に雇用対策を行ってまいりましたが、今年は、企業誘致や新産業創出などの雇用の受皿づくりの取組を一層強力に推し進めるとともに、雇用のミスマッチ解消や事業者の受発注支援を行うなど、きめ細かに雇用状況の改善を図っていきます。また、農林水産業においても、1JUターンによる新規就農促進や新甘泉などの県産品のブランド化など、「食のみやこ鳥取県」を推進します。

今年は鳥取地震から70年の節目の年です。万が一の津波、地震、原子力災害に備え、速やかに市町村と協力し、地域防災計画の見直しや避難計画の策定を行います。また、国全体を災害に強い構造とするリダンダンシー確保の観点から、高速交通基盤や港湾の整備を促進します。今年3月には鳥取自動車道が全線開通する予定であり、山陰を周遊する旅行商品を大々的に売り出すほか、境港への大型クルーズ船の寄港を促進し、国内外からの誘客を促進していきます。また、雄大な自然や温泉・食の魅力に加え、昨年の国際まんが博・サミットの成果を基礎として「まんが王国」づくりを発展させるなど、国際観光リゾートとしての発展を目指します。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、未来をつくる人材育成や「子育て王国」づくりが大切です。昨年、全国に先がけて「少人数学級」を実現しましたが、その成果を生かし、いじめ対策や学力向上を進めることとしているほか、琴の浦高等特別支援学校を4月に開校する運びとなりました。ボランティア・市民活動支援センター（仮称）を設置するなど、「支え愛」の社会づくりを推進するとともに、看護師の養成機関の設置について抜本的検討を行うなど、地域医療体制の充実にも取り組んでいきます。

へびは脱皮を繰り返し、成長をしていきます。巳年の今年が、我が国と鳥取県にとり発展に向けた脱皮の年になることを祈念するとともに、県民の皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

平成 24 年度生活衛生功労者表彰

栄えある受賞
おめでとうございます

厚生労働大臣表彰

山根 正則 氏（鳥取市）
鳥取県飲食生活衛生同業組合常務理事

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

池本 泉 氏（鳥取市）
鳥取県理容生活衛生同業組合常務理事

森脇 峰生 氏（境港市）
鳥取県飲食生活衛生同業組合常務理事

山根 信雄 氏（鳥取市）
鳥取県すし商生活衛生同業組合副理事長

謹 賀 新 年

本年も変わらずよろしくお願い申し上げます。

(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター

理事長 金 田 敏 彦（クリーニング組合理事長）	副理事長 正 田 眞 弓（美容業組合理事長）
副理事長 松 本 正 嗣（公衆浴場業組合理事長）	理 事 穴 道 榮一郎（飲食組合理事長）
理 事 亀 井 理（すし商組合理事長）	理 事 山 根 光 江（社交料理組合理事長）
理 事 平 田 瑩 壹（喫茶業組合理事長）	理 事 長 廻 秀 雄（理容組合理事長）
理 事 岩 崎 元 孝（旅館ホテル組合理事長）	理 事 西 山 善 博（食肉組合理事長）
監 事 川 谷 行 孝（旅館ホテル組合理事）	監 事 中 澤 信 博（理容組合監事）
事務局長・経営指導員 澤 田 勉	経営指導員 村 上 昇
事務職員 中 嶋 京 子	

皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

株式会社 日本政策金融公庫

鳥取支店国民生活事業統括 多 胡 藤 夫

米子支店長 井 上 純 夫

安心と信頼の S マーク 登録店になりましょう。

厚生労働大臣認可
標準営業約款登録店

理容所・美容所・クリーニング店・めん類飲食店・
一般飲食店が対象になります。

- Sマーク（標準営業約款）は消費者の方々が安心して利用できるお店の表示です。
- Sマーク登録店には日本政策金融公庫の振興運転資金の貸付に特別利率が適用されます。



S マーク登録店になるには

- 必要な書類をそろえて各組合事務局経由、又は、直接、生衛指導センターに登録申請をしてください。
- 登録の審査事務は年に2月と8月の2回行っています。
- 登録した営業者には、「標準営業約款登録店の標識（Sマーク）」、「役務の要旨の表示板」を交付します。
- 初回の登録有効期限は3年でその後再登録の有効期限は5年です。

※鳥取県では、平成 24 年 8 月の段階で理容所 294・美容所 232・クリーニング所 21・一般飲食店 2 の 549 店舗が登録されております。

登録については、生衛指導センター又は理容・美容・クリーニング・飲食の各組合に問合せください。

◆ 問合せ先 ◆ (公財)鳥取県生活衛生営業指導センター TEL 0857-29-8590

平成24年度標準営業約款(Sマーク)登録店ツアーを開催

平成 24 年 9 月 12 日、鳥取県生活衛生営業指導センターは、標準営業約款制度を知ってもらおうと消費者（8 名）、営業者（4 名）の皆様と一緒に県中部の標準営業約款（S マーク）登録店（6 店）を巡るツアーを実施し意見交換をしました。一昨年に続く 2 回目の開催で、登録店は安心して利用できる店と好評でした。

今後、消費者の御意見をふまえて、登録店について消費者の理解を深めていただく取組、登録店であることを分かりやすくする取組、登録店を増やす取組等を続けてまいります。

ツアーに参加した消費者の意見

S マーク登録店について知らなかったが、「安心して利用できる良い店」ということが分かった。

S マーク登録店のことを消費者にもっと知ってもらい、利用してもらいたい。

消費者の利益を守る S マーク登録店をもっと増やす取組を皆で進めて行かないといけない。



標準営業約款（S マーク）制度とは？

○標準営業約款制度は消費者の利益を守るための制度です。

・標準営業約款は、お店が一定レベル以上の質の高い技術を提供していることを知らせる方法、技術提供に当たって遵守する事項及び事故が起きた場合の損害賠償の方法等についての契約条項からできています。

全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の認可を受けて定めたものです。

・標準営業約款の登録をしたお店は、消費者（利用者）との契約である約款を遵守し、高い技術・サービスの提供を行って消費者の利益を守っています。

○現在、理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食店・一般飲食店の 5 業種について導入されています。

S マークとは？

○S マークは、標準営業約款のシンボルマークです。

約款の特長を表す Safety（安全）、Sanitation（清潔）、S マーク Standard（安心）の 3 つのことばの頭文字の「S」を表しています。

標準営業約款制度は S マーク制度、約款登録店は S マーク登録店とも称されます。

○S マーク登録店は 3 つの S をお約束します。

Safety（安全）… S マーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Sanitation（清潔）… S マーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

Standard（安心）… S マーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

厚生労働大臣認可
標準営業約款登録店



○安全安心を約束する S マーク登録店を利用しましょう。… S マーク登録店は S マークを店頭に掲げています。

S マーク登録店は、約款に定められた基準以上のサービスが保証され、消費者の皆様安心してご利用いただけるお店です。

安全安心を約束する S マークは、お店選びの大きな目安となります。

○S マーク登録店になりましょう。…未登録のお店は、進んで登録しましょう。

S マーク登録店になり、お客様に信頼できるお店であることを積極的にアピールしましょう。

登録については、2 ページのお知らせ欄「安心と信頼の S マーク登録店になりましょう。」をご覧ください。

組 合 だ よ り

平成 24 年度 後継者育成事業「理容体験課外授業」を開催

鳥取県理容生活衛生同業組合

平成 24 年 9 月 3 日(月)、倉吉市内の倉吉北高等学校にて、1 年生 116 名を対象に理容体験課外授業が行われました。今年で 6 回目の開催になりました。

課外授業は、北高OB組合員等によるデモンストレーションや生徒・先生をモデルにしたカット等の技術を間近で見てもらいました。やはり、髪のおしゃれに興味のある年頃なのか、大変盛り上がりしました。

同時進行で生徒の投票により展示ウィッグでのレザー＆バリアートコンテストを行いました。今回はメンズ市場の開拓となる「ヒゲ」もテーマに加え、さらに面白いものとなりました。

生徒はハサミ・レザーの持ち方からウィッグのカット、風船シェービング等を体験しながら学習し、興味深々でカットする生徒、恐る恐るシェービングする生徒など、みんなキラキラとした目で、楽しそうにしている姿を見て、私たちもより一層教える、伝える事が楽しくなってきました。

この体験学習によって、理容業に興味を持ち理容師を目指し、いつの日か仲間として一緒に、この授業が出来たら最高だと思いました。毎回、企画の段階から実施に至るまで正直なところ大変ですが、後継者育成事業は、私達理容師・理容業界の根っここの部分となっており、未来に大きく花咲く投資をしているつもりで取り組んでいます。

御協力いただいた関係者・関係機関の方々、報道機関の方々に大変感謝しています。今後共よろしくお願いします。

(文化広報部長 戸崎)



着付け技能検定(一級着付け技能士)について

鳥取県美容業生活衛生同業組合



平成 21 年 10 月 15 日付けの政令改正により「着付け」が新たに技能検定試験の対象職種となりました。平成 22 年 2 月 1 日付けで、一般社団法人全日本着付け技能センターが「着付け」技能検定に関する指定機関として厚生労働大臣から指定を受けました。このような状況の中、鳥取県内での試験開催を計画しました。

試験は、着付けに関する知識(学科)と技能(実技)を問うものです。5 月～6 月学科試験がスタートし県内組合員、従業員の美容師 81 名が受験し全員が合格しました。続いて実技試験に向けて 8 月県内講師(講師会鳥取支部)による実技講習会を開催し、マナー、所作、帯の結び方をいちから勉強しました。平日、仕事を終了してからの講習会でしたが、講師、受講者とも一生懸命取り組みました。そして 9 月、10 月に 2 回、東京都でご活躍の酒井カヨコ先生にご来県いただき一人ひとりご指導をもらい、本番の技能検定試験(実技)の日(平成 24 年 11 月 5 日(月): 倉吉シティホテル)を迎えました。県内の美容師 80 名、県外の美容師 5 名の計 85 名が受験しました。結果は平成 25 年 1 月末頃発表です。

今回の技能検定を通して多くの美容師から「良い勉強になった」との感想が聞かれ、たくさんの方に受験してもらい良かったと思います。今後も新しい情報を発信し色々な意味での向上を目指して行きたいと考えています。

(事務局 米山)

WARM SHARE 冬こそ、銭湯であつたまろう！

鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合

地域住民の衛生確保、および健康増進の拠点、交流の場としての役割を担う公衆浴場ですが、新規の組合員加入が見込めない中、なんとか活路を見いだそうと、小規模ながら、各種事業に取り組んでいます。

端午の節句には菖蒲湯、冬至にはゆず湯と、日本古来の習わしの伝承、敬老の日やこどもの日には、高齢者や子どもに無料入浴を提供しています。各組合員においては、小学生や幼稚園児に体験入浴を試みているところもあります。

最近では、新しい省エネの形として、家庭での暖房をとめて、銭湯に出かけることで、体の芯からあたまる上に、風呂に使うエネルギーまで節約できる、「ウォームシェア」を、ポスター掲示等で啓発しています。また、親子のふれあい、人と人との交流を通じて地域の結びつきを強め、心豊かな社会づくりに貢献できるのでは、と考えているところです。

(理事長 松本)



『プロってすごい!』

鳥取県クリーニング生活衛生同業組合

「こんなに重たいアイロンなんだ。」「全然違いますね。」「流石ですね。プロってすごい。」こんな嬉しい言葉が聴けたのは、5月27日に鳥取市・智頭街道で行われたイベント『因幡の手づくりまつり』でのひとコマです。『プロが教えるワイシャツ仕上げ体験』としてイベントに訪れた方達に、アイロンの使用体験をしてもらいました。当日は小学生・保護者の方・一般のお客様と様々な方が体験され、組合員の指導の下、業務用アイロンを使ってワイシャツの仕上げを行いました。「こんなの今は機械がするんでしょ？」こんな声も聞かれました。確かにそういった部分もあります。経営の合理化を図るために一部を機械化しているのです。しかし、熟練された技術はクリーニング師の誇りです。機械仕上げでは行き届かない、細部までの心配りが仕上げに現れます。「ここをこうすると、ほら、綺麗に揃うでしょしたらね…」ひとつひとつの説明も穏やか丁寧で、日頃の接客での対応が現れていました。参加してくださった方達からの「ありがとうございました」の声が、日々のお客様への言葉と重なります。

今、景気低迷・建築基準法関連の対応等、経営を行うのに大変な時勢です。そんな中でも、お客様に安心して任せられる『選ばれる店』となるため、組合員はお客様との繋がりを大切に、誇りを持って業務に従事しています。(事務局 徳田)



食肉の「安全・安心」確保のための事業を実施

鳥取県食肉生活衛生同業組合

食肉の「安全・安心」の確保を一番に掲げ、適正表示の徹底・食品の衛生管理・コンプライアンスの為のセミナーを開催し、組合員の意識向上に努めています。

事業としては、11月10日(土)・11日(日)に鳥取市で開催された「食のみやこ鳥取県フェスタ」に出展し、鳥取和牛ミニステーキの試食(約2,000食)、県米養土会会長鍛冶木先生による県内産の食材を使った料理教室コーナー、食肉関連のクイズ大会などを行い、たくさんの参加者で多いに盛り上がりしました。

セミナーは10月10日(水)・11日(木)に全肉生連中国ブロック研修会が広島県福山市で開催され、鳥取県からは5名が参加し、中国農政局より講師を招き「食肉の表示とコンプライアンスについて」をテーマに講演が行われました。

また、各県現状報告等を協議し、各県連とも組合員の減少による組合活動・組合維持が大変に厳しくなっているとの意見が多く報告されました。私ども組合も組合員加入者の拡大に向けての活動を目指しています。(理事長 西山)

観光地現地研修を実施

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合では平成24年度の生活衛生営業振興補助事業として平成24年10月24日、おかみの会(赤澤悦子会長)による「観光地現地研修」を実施した。

今回は、鳥取にお越しになられるお客様は山陰をひとくくりで観光される場合が多いので、これまでの県内観光地からお隣り島根県の観光地を見学した。まず、最初に安来市の「足立美術館」を訪問し、日本庭園ランキングで10年連続日本一に選ばれた美しい庭園や昨年開館した新館の展示スペースで前日より開催されていた「院展」の日本美術の名作を堪能した。この美術館の隣にある、さぎの湯温泉の「竹葉旅館」では、マクロビオティック食を体験した。

この食事は、食による療法で長寿法の一つともいわれる。肉類は一切使わず、玄米を主食、野菜を副食とすることを基本としているため、お寺の精進料理をイメージするが、様々な工夫により味もしっかりしており、女将さんからメニューについて一つ一つご説明を頂きながら、各旅館でのメニューの参考にしていた。その後、隣接する安来節演芸館では、おなじみ安来節を観覧するための舞台があり、歌舞伎舞台を思わせるようなすばらしい設備に一同感心をしていた。島根県の観光施設整備はこのようにさまざまな施設を組み合わせることで、観光客の滞在時間の増加を促し、地域の観光産業の充実を図っていることが理解できた。会員の中には、今回の観光施設を初めて訪れたという声もあり、県外からの観光客の案内に是非活用していきたいと感想を述べていた。(事務局 米原)



(さぎの湯温泉「竹葉旅館」前にて参加者全員)

鳥取県からのお知らせ

レジオネラ症発生防止対策

鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例一部改正の概要

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

県内の旅館・公衆浴場の施設の衛生管理については、「鳥取県旅館業法施行条例」および「鳥取県公衆浴場法施行条例」により、様々な基準が規定され運用されています。

しかしながら、近年県内の旅館・公衆浴場を原因とする（若しくは原因と疑う）レジオネラ症患者の発生が散発していること等から、平成24年10月に県条例の一部を改正し、同年11月から施行されています。

関係事業者の方々におかれましては、改正内容を十分にご理解いただき、適切に対応していただきますようお願いいたします。

【改正の概要】

	改正前		改正後
	公衆浴場法施行条例	旅館業法施行条例	
水質基準	・原湯、原水、あがり湯、あがり水、浴槽水の水質基準を規定。 ・水質検査（循環式：2回／年以上、その他：1回／年以上）を実施し、不適合の場合は知事へ届け出ること。		水質検査結果の適否にかかわらず結果を知事へ届け出る。
管理基準	・浴槽水は毎日（連日使用浴槽水は1回以上／週）完全に新たなものに交換し、浴槽を清掃すること。		毎日換水が困難な施設もあることから、消毒（塩素薬剤等）などの方法により浴槽内の衛生を確保している場合は1回以上／週とする。
	・原湯貯湯槽の清掃消毒（1回以上／年）、生物膜除去の実施。 ・浴槽水は満水にし、清浄に保つこと。 ・ろ過機及び循環用配管の清掃・消毒（1回以上／週）及び生物膜の除去（1回以上／年）を行うこと。 ・あがり湯、あがり水及びうたせ湯には浴槽水を再利用しないこと。 ・衛生措置に関する点検表を作成し、3年以上保管すること。		（変更なし）
			（追加） 浴槽を消毒する場合の塩素濃度を規定。 （0.2～0.4mg／L）

改正内容の詳細については最寄りの県の機関にお問い合わせください。

- ・ 東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0857) 20-3672
- ・ 中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0858) 23-3279
- ・ 西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0859) 31-9322
- ・ 生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 (0857) 26-7185

平成26年1月から 記帳義務が強化されます。

- ▼ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

※ 資産や負債に関する事項は記載を要しません。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載すべき帳簿書類のほか、取引に伴って作成したり受け取ったりした帳簿や請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

※ 現在、取引に伴って作成したり受け取ったりした帳簿書類の保存が必要とされる方（所得税の確定申告書を提出した事業所得者の方など）は、これに加えて、収入金額や必要経費を記載した帳簿の保存も必要になります。

【帳簿書類の保存期間】

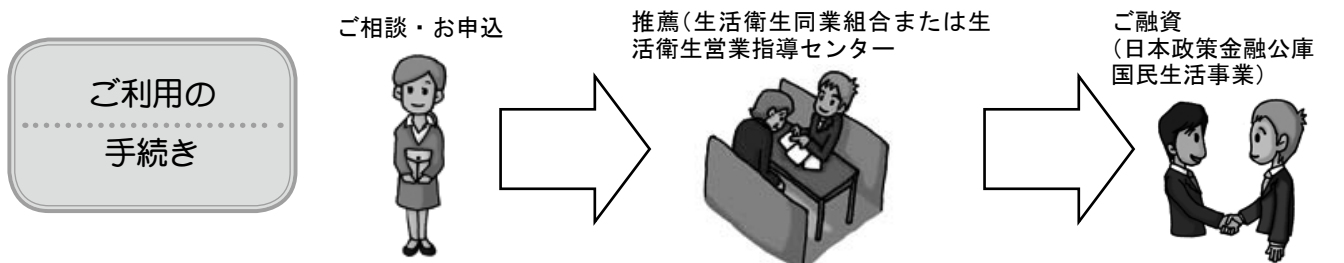
保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載すべき帳簿	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

鳥取県生活衛生営業指導センターでは中国税理士会鳥取県支部連合会との覚書に基づきご相談いただけるようにしています。詳しくは、経営特別相談員の皆様又は生衛指導センターへご相談ください。

生活衛生同業組合の経営特別相談員等の経営指導を受けている方へ

生活衛生改善貸付のご案内

	設備資金	運転資金
ご融資額	1,500 万円以内	
ご返済期間（うち据置期間）	10 年以内（2 年以内）	7 年以内（1 年以内）
利率（年利）（平成 24 年 11 月 9 日現在）	1.75%	
保証人・担保	不要	



ご利用いただける方	生活衛生同業組合の経営特別相談員（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センターの経営指導員）が行う経営指導に基づいて、生活衛生同業組合又は生活衛生営業指導センターの長の推薦を受けた方
	推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。
	1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること。
	2 常時使用する従業員が 5 人以下の法人又は個人であること。
	3 原則として 6 ヶ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること。
	4 最近 1 年以上、同一地区で同一事業を営んでいること。
	5 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます。）を原則として完納していること。

※ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

（お問い合わせ先）

日本政策金融公庫鳥取支店国民生活事業 鳥取市末広温泉町 7 2 3

日本政策金融公庫米子支店国民生活事業 米子市角盤町 2 - 1 0 1

（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター

くわしくは、お気軽に
ご相談ください！



TEL 0857 - 22 - 3156

TEL 0859 - 34 - 5821

TEL 0857 - 29 - 8590

生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

鳥取県には、すし商・社交料理・飲食・喫茶業・食肉・理容・美容業・旅館ホテル・公衆浴場業・クリーニングの10業種の生活衛生同業組合があります。

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき認可された事業者の自主的な活動組織で、経営の健全化、業界の振興と営業施設の衛生水準の維持向上を図り、消費者の利益を擁護する活動を行っています。

組合加入のメリットをPRし、組織強化と業界の発展のため組合への加入を呼びかけましょう。

※詳しくは、生衛指導センターもしくは各生衛組合にご照会ください。

生活衛生同業組合に加入しましょう

すし商・社交料理・飲食・喫茶・食肉販売・理容・美容
旅館ホテル・公衆浴場・クリーニング業の皆さま

あなたのお店の繁栄と業界の発展のために生活衛生同業組合に加入しましょう。

生活衛生関係営業(生衛業)は、安全・安心で豊かな暮らしづくりに重要な役割を担っていますが、組織の小さな事業者が多いのが特徴です。

お店の経営の安定化と安全で衛生的なお店づくりを実現し、生衛業界が発展するためには、皆が組合を中心に集まって組織の力を発揮することが何よりも重要です。

組合未加入の方は是非、組合に加入しましょう。

生活衛生同業組合(生衛組合)とは、

- 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に基づく事業者の自主的な活動組織で、営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生関係営業の業種ごとに無償で1組合が組織されています。
- 事業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。
- 組合には10年組合があります。(鳥取県生活衛生同業組合事務所に一覧を参照)

生衛組合加入のメリット

- ▶ 組合が開催する研修・講習会、技術競技会、融資・経理・税務・衛生管理相談等へ参加でき、情報の交換や知識・技能の向上が図れます。
- ▶ 組合を通じて、業界の動き、各種行事、融資や税制制度の改正などの情報や、行政からの食中毒・感染症等の衛生対策に関する情報など営業上重要な情報をいち早く得ることができます。
- ▶ 組合の福利厚生・共済制度が利用できます。
- ▶ 日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。
 - 融資限度額が大きい ○貸付期間が長い ○金利が低い ○無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある ○振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり
- ▶ 飲食・旅館ホテル関係の日本音楽著作権協会のカラオケ等使用料割引優遇措置が受けられます。

各種の保険に有利な取り扱いがあります。～組合により多少の違いがあります～

生衛組合加入については各生衛組合事務所あるいは、鳥取県生活衛生営業指導センターにおたずねください。

(組合加入促進用リーフレット)

鳥取県生活衛生同業組合事務所一覧

鳥取県飲食生活衛生同業組合
鳥取県社交料理生活衛生同業組合
鳥取県喫茶業生活衛生同業組合
鳥取県すし商生活衛生同業組合

〒680-0822 鳥取市今町1丁目352-12
TEL 0857-23-3389・0857-21-8525
FAX 0857-21-8526

鳥取県食肉生活衛生同業組合

〒683-0054 米子市鞆町2丁目70
TEL 0859-22-8004
FAX 0859-21-2850

鳥取県理容生活衛生同業組合

〒680-0056 鳥取市職人町29 若桜ビル2F
TEL 0857-27-7204
FAX 0857-26-5198

鳥取県美容業生活衛生同業組合

〒680-0801 鳥取市松並町2丁目160
城北ビル208-B
TEL 0857-22-4234
FAX 0857-24-2665

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合

〒680-0831 鳥取市栄町606
まるもビル5階
TEL 0857-22-2464
FAX 0857-22-3620

鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合

〒680-0833 鳥取市末広温泉町401
TEL 0857-29-0955
FAX 0857-29-1075

鳥取県クリーニング生活衛生同業組合

〒680-0801 鳥取市松並町2丁目160
城北ビル109号
TEL・FAX 0857-26-9431



社会情勢が激しく変化
する中で、生衛業を取り
巻く環境も大きく変化し
ています。

依然として厳しい状況が続いては
いますが、生衛指導センターは、今
年が生衛業の皆様にとってよい年
となりますよう、皆様との絆をさ
らに強め諸事業に積極的に取り組ん
でまいりますのでよろしくお願いし
ます。

なお、生衛指導センターでは、皆
様に役立つ情報の提供に努めていま
すので、ホームページをご活用いた
だきますようお願いいたします。

<http://www.seiei.or.jp/tottori/>